

アドボカシーとエンパワーメントにおける遊びと理念 (1) —子どもの権利条約関西ネットワークの活動から—

林 大 造

Playing and Idea in Advocacy and Empowerment (1):
A Case of Network Kansai for the Convention on the Rights of the Child

Taizo HAYASHI

要 約

子どもの権利条約関西ネットワークの活動を対象に、ネットワーク型人権運動におけるアドボカシーとエンパワーメントに果たす遊びの要素と理念の役割を検討する。同ネットワークにおいては、「日常の中で『権利』という言葉がどう結びつけられるか」という、子どもの権利条約の「日常の道具」への落とし込みの視点が活動のベースに底流していることが観察された。ネットワークの活動として、政策提言型アドボカシーと、個別アドボカシーの複合的領域が舞台となっており、子ども条例の制定拡大という活動においても、子どもの権利条約を子どもの声を起点に普及していくという活動においても、コミュニティ・オーガナイズングにおけるパブリック・ナラティブの手法が転用されているが、子どもの声を起点とした子どもの権利条約の普及活動においては、独自の手法への発展がみられる。

キーワード：子どもの権利条約、子どもの声、遊び、エンパワーメント、アドボカシー、
ナラティブ、コミュニティ・オーガナイズング

はじめに

当事者の声を社会に届け、侵害された権利状況を改善していくのが人権運動である。しかし社会の側がその侵害への自覚がなかったり、侵害されている側がそれを侵害として意識していない場合、当事者性が立ち上がることはなく、侵害されている者は当事者たり得ない。当事者はもともと当事者なのではなく、「当事者になる」のだとされる¹。子どもの権利の領域に関してもこれは同じである。本稿では、筆者が6年にわたって運営委員として参加してきた子どもの権利条約関西ネットワークの活動を、当事者（この場合、子ども）の声をどのように聞き取り、社会に投げ返そうとしてきたか、という視点から整理する。言い方をかえれば、ネットワーク型人権運動団体におけるアドボカシーとエンパワーメントの活動の実態を記述する、ということになる。

一般的にアドボカシーとは、「政策提言」という意味でのシステムアドボカシーの意味と、「権利を侵害された当事者の声を聴き権利を守る」という意味での個別アドボカシーの二つの意味があるが²、後に見るように本稿ではこの二つの意味領域が重なる部分が対象となる。それは、検討対象が直接的な支援対象者をもたない、ネットワーク型の活動主体であるということに由来する。しかし、そのネットワークは、個別の支援対象者をもつ団体メンバーによって運営され、プログラムが展開されていて、その意味では一人ひとりの子どもたちの権利状況を念頭に置いたネットワークとしての活動がなされている。それと同時に、ネットワークの個別の活動では直接子どもが参加するため、活動の場における子どもの権利状況にセンシティブである。この意味で、アドボカシーの個別性とシステム性が相互に補完し合っている領域を問題としている。

本稿は、子どもの権利条約関西ネットワークにおけるアドボカシーと子どものエンパワーメントのためのプログラム開発の独自性を明らかにするにあたって、現段階での活動の到達点であるプログラム「子どものけんり なんでもやねん! すごろく」がアドボカシーとエンパワーメントに果たす特質を明らかにする前段階として、その到達点に至った経緯を時系列的に整理するものである。

子どもの権利条約関西ネットワークは、子どもの権利条約のわが国での批准20周年である2014年に関西で子どもの権利を活動の主軸におく19団体（現在は30団体）がネットワークを組織し、「関西子どもの権利条約フォーラム」を開催したのがはじまりである。筆者が同ネットワークの活動に参加したのは、子どもの権利条約に関する全国規模のフォーラムが大阪で20年ぶりの2016年12月に開催されることとなり、その準備のための立ち上げ会（同年3月開催）が最初である。当時筆者が神戸大学学生ボランティア支援室の研究員だったため、学生ボランティアの参加促進と

1 中西正司・上野千鶴子（2003）『当事者主権』岩波新書

2 栄留里美・鳥海直美・堀正嗣・吉池毅志（2021）『アドボカシーってなに？ 施設訪問アドボカシーのはじめかた』解放出版社

運営協力が参加の目的であった。フォーラム終了後も、ボランティアとアドボカシーという問題
関心から、ネットワークの運営委員として活動に加わっており、その過程で同ネットワークが重
視する「子どもの声」という語りへの注目に、研究上も関心が向かうこととなった。

1 出発点としての子どもの声

2016年3月14日に、同年12月の全国フォーラムに向けた「フォーラム立ち上げ会&交流会」が
開催された。筆者がはじめて参加した行事がこれである。すでに2回、関西圏での子どもの権利
条約に関するフォーラムを開催してはいたが、全国フォーラムを引き受けるにあたって、フォー
ラムの基本理念の確認と、実施にあたってのフォーラム担い手の拡大を企図したキックオフ・イ
ベントであった。このキックオフをきっかけに、以後ネットワークの活動の中軸を担っていく団
体・メンバーの新たな参加もあった。その初顔合わせの会議（「ネットワーク会議」と称される全
国フォーラムの実行委員会）がその4日後の3月18日に開催された。新たな参加メンバーにとっ
てはこのフォーラムがいかなるものになるのか、自分たちの立ち位置がどういったものになるの
かも見えにくい段階だったが、今後の同ネットワーク（以下では関西ネットワークと呼ぶ）の活
動を通底する重要な理念が、大阪・西成を活動の場とするメンバーたちから発せられる。認定
NPO法人こどもの里・理事長の荘保共子（子どもの権利条約関西ネットワーク・共同代表でもあ
る）からの、「日常の中で『権利』と言う言葉がどう結びつけられるか」という問題関心の提起で
ある。荘保はこの文脈の中で、「子どもの権利が日常の道具にどうなるのか」という論点を、子ど
もの権利条約の「落とし込み」という用語にも置き換えながら、今後のフォーラムの方向性を議
論する最初の会議で発言したのである。

そして、子どもの権利条約が日常の道具として落とし込まれていくことという文脈の中で、荘
保と同じ西成・こどもの里のスタッフによって重要視されたのが、第一に「遊び」の重要性と、第
二に「いろんな表現が保障される場」という二点であった。会議に出席していたこどもの里スタ
ッフ（当時）のSは、この二つの点に関して「〔こどもの〕里〔の子どもたちには〕は遊びがない
と」と述べ、続けて「口はあかんけど」と述べている。遊びの必要性と、「口はあかん」という発
言はどう関係するのか。この発言の際に念頭に置かれていたのは、宮城県石巻市に2014年にオー
プンした「石巻市子どもセンターらいつ」の開設までの経緯において、プレイパーク的なあり方
が鍵となっていたというSの見立てがあった。石巻「らいつ」は、東日本大震災のあった2011年
夏に石巻市こどもまちづくりクラブのメンバーが描いた「夢のまちプラン」を2年半かけて実現
した児童館である。「らいつ」の運営アドバイザーであり、2013年から「らいつ」の運営基盤づく
り支援のためにそれまでの名古屋市内の児童館館長から離れて石巻市に移住した原京子は、自ら
が子どもと関わる時に大切にしている三つの要素として「プレイワーカー」、「コミュニティー
ワーカー」、「ファシリテーター」を挙げている³。Sはこのうち「プレイワーカー」の要素を、自

らがスタッフを務めるこどもの里での子どもたちの姿から、最重要視しているのである。「プレイワーカー」はプレイパーク（冒険遊び場とも称される）と表裏一体の概念である。冒険遊び場は禁止事項を極力少なくし、自分の「やってみたいこと」を実現していく遊び場であり、わが国では東京都世田谷区に羽根木プレイパークが1979年にオープンしたのが最初とされている。荘保やSが活動の場とする西成でも、プレイパークの常設を目標として、2014年6月に西成区内の南津守中央公園において一日だけの単発のプレイパークを「開催」した。翌2015年には区内の閉鎖となった萩之茶屋小学校において32日にわたってプレイパークを開設するに至った⁴。Sの発言は、西成におけるプレイパーク開設の立ち上げ期と石巻「らいつ」の立ち上げ期とが重なっているという当時の状況下でのものである。

「口はあかんけど」というSの発言が、「里は遊びがない」という発言に続けてなされたのは、石巻「らいつ」が子ども参加の「夢のまちプラン」作成を経て、2013年には「石巻市子どもセンター条例」の前文案を作成して市長に要望書として提出していることが念頭にあるのかも知れない。石巻の子ども参加から条例前文案が生まれ出るといふ動きが、プレイワーカー的なセンスのもとに生み出されたことを、Sは自らの西成でのプレイパークの経緯と重ね合わせて見ているわけである。石巻の原は次のように総括している。子ども参加がもたらしたものは、「自分のつぶやきや意見を受けとめてくれる人がいる」ことで、「自分の意見が活かされ」、「自分の提案が実現する」ということである。実現したことで、「ありがとう」「助かったよ」と言われ、「安心・自信」、「自己肯定感」、震災の痛手から「回復する力」が生まれるとしている⁵。このプロセスのはじまりに位置するのが、「自分のつぶやきや意見を受けとめてくれる人」、すなわちプレイワーカーであった。

2 遊びを基底に置いた子どもの権利条約の日常生活への落とし込み

ここで、プレイワーカーのコンピテンシーと呼ばれているものを見ておく。プレイワーク研究会が『プレイワーカーの育成に関する研究』（財団法人子ども未来財団、平成22年度児童関連サービス調査研究等事業・児童健全育成分野調査研究課題）において抽出した11のコンピテンシーとされるものがある。そのなかから、本稿の文脈に関連する9つを抜粋する⁶。

3 原京子（2016）「子どもの声を活かすために 私たちができること」子どもの権利条約関西ネットワーク『被災地・石巻の子ども参加～子どもの声で創られ・運営される児童館「らいつ」から～』資料

4 NPO法人こどもの里『こどもの里 事業報告書』2014年度、2015年度、2016年度

5 原、前掲

6 財団法人子ども未来財団（2011）平成22年度児童関連サービス調査研究等事業報告書『子どもの「遊ぶ」を支える大人の役割 プレイワーク研修テキスト』

- ①子どもを心から迎える
- ②子どもの存在を丸ごと尊重する
- ③子どもの主体性を尊重する
- ④子どものすることに関心を持ち、何故それをするかを考える
- ⑤子どもから自由のための責任を奪わない
- ⑥子どもが自由に遊べる環境を創る
- ⑦社会環境を調整する
- ⑧危機管理をする
- ⑨子どもの遊びを触発する

石巻「らいつ」の子ども参加のプロセスの初発において「自分のつぶやきや意見を受けとめてくれる人」とは、このようなコンピテンシーが期待された人びとによって担われていたということの意味する。ここでようやく、関西ネットワークのキックオフ会議で提起された「遊び」の重要性と、「いろんな表現が保障される場」という二つの論点が、石巻「らいつ」を引き合いに出しつつ述べられた文脈が理解できる。すなわち、プレイヤーの①～⑤のコンピテンシーは、子どもの自由な遊びを保障する上でのコンピテンシーであり、そこでの「遊び」を「表現」に置き換えてもなんな違和感のないものであろう。

関西ネットワークでは、上記の理念に基づいて子ども参加のかたちを「子ども会議」として以後すすめていくことになるのだが、Sはキックオフ会議で、その際の留意点に関して以下のように述べている。「子どもたちは、言語化を求められたら、思っていることはもっとあるのに、求められていることを答えようとする。子ども会議でそのことはよく考えないと」。プレイパークのような自由な遊び（＝表現）が保障されて初めて、子どもの声をキャッチすることが可能になるという点に、Sは釘を刺したのである。このSの発言に続けて、荘保は、会議において子どもの権利条約における「参加の権利」とは「聞いてもらえる権利」であり、大人がどう子どもの声を拾うかが子ども参加の鍵であることを述べている。子どもの権利条約は、往々にして4つの権利の柱、すなわち生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利と整理されるが、キックオフ会議において、西成を活動の場とする荘保、Sからは「参加する権利＝聞いてもらえる権利」こそが出发点であることが明確にされ、しかもその実現には遊びを軸に据えた日常生活への子どもの権利条約の「落とし込み」という問題意識がはっきりと打ち出されているのであった。

3 関西ネットワークがすごろくにたどり着くまで

先の「落とし込み」という問題意識に関連して、こどもの里スタッフのSはまた、「本を読んで分かること」よりも、子どもの権利条約が子どもにとって「どう使えるか」を示す「ツールを持

ちたい」と述べている。まさにこの問題意識を底流させながら、関西ネットワークの子ども会議チームは活動を進めていくことになる。その現在の到達点が「子どものけんり なんでもやねん! すごろく」(以下スゴロクと呼ぶ)である。そこに至る経緯をここではふり返しておく。

(1) 2016年全国フォーラム

大阪で20年ぶりに開催された2016年の全国フォーラムは、関西ネットワークにとって極めて大きなイベントであった。のべ860人の参加者を数えたイベントの全体を紹介することは差し控えるが、本稿に関係するのは、子ども実行委員会による企画「きいてえや! ほんまはな…」である。子ども実行委員は8月頃からほぼ毎月、ワークショップや準備会合を開き、かならず遊び的要素の多いアイスブレイクやおやつタイムをふんだんに盛り込みながら、互いに徐々に打ち解けつつ、各人それぞれの責任を担いながらフォーラム当日の自分たちの企画をやりとおせた。この子ども実行委員会には6～18歳までの39人が登録し、フォーラム当日の企画では日頃言葉にできない気持ちや、劇(「子どもは大事にされていますか?」、「どんな時に傷つきますか?」)、俳句(「遊びたいときに遊んでいますか?」)、メガホンでの叫び(「言いたいことが言えていますか?」)で表現した。準備会合では、先述の「子どもは大事にされていますか?」などの6つのテーマに絞ったワールドカフェによって、自分たちがこれまで発することのなかった「声」を集め、表現のかたちにしていったわけである。この全国フォーラムのテーマは「知る→変わる→動こうや! 子どもが変える・おとなが変わる・しくみは変わる」であった。子どもの権利条約を知ることで、子どもも大人も変わるし、制度を変えていかなければならないというメッセージが込められている。2016年の大阪の全国フォーラムでは、「子どもの声 1億人に届けよう! 大作戦」という全体会テーマにもあるとおり、まず子どもが発し、大人がそれを受けとめることに重点が置かれた。子ども実行委員会企画では、直接関わった大人の参加者Mは「子ども自身の『参加』は保障された」ことを次のような言葉でふり返っている。「一人一人の物語があって、全部のページはわからないけれど、ちょこちょこ読ませてもらったかんじ」とそのイメージを伝え、「ちょっと、信頼してもらえて、ページをのぞかせてくれた心の広いこどもたちに感謝です」と、子どもが発してくれたことが子ども参加の鍵であり、大人たちへの信頼が5ヶ月の間に形づくられていった関係性を述べている。この手応えが、関西ネットワークの一大イベント終了後も続いていくことへの期待が多くメンバーからふり返りの際に述べられた⁷⁾。庄保も、子ども実行委員会のリーダー的存在を担った子どもの成長を引き合いに出して「子どもたちの一人一人の成長」の手応えを

7 もっとも、大規模なイベントであるにもかかわらず事務局スタッフに本来業務外のフォーラムのタスクが極度に集中し、バーンアウトとも言える状況が現出したことは記しておかなければならないだろう。「子どもにとってもやさしい町は大人にとってもやさしい」というメッセージは、このような事態で子どもたちに果たして伝わるのか」という疑問も、フォーラムふり返りでは提起されている。事務局を担う団体も、フォーラムのあった次の年度から、別の団体へと切り替わることとなった。

賞賛しつつ、「続けて子どもたちの場をつくっていく」ための「これが出発点」であり「これからが勝負」とふり返りで総括した。

こうして、子どもたちから発せられた声を、関西ネットワークとして大人たちがどう受けとめていくのかが問われることになった。

(2) しくみを変える動き

2016年全国フォーラムのテーマ「子どもが変える・おとなが変わる・しくみは変わる」にもあるとおり、子どもの声を受けとめた大人の役割として、制度の問題を意識せざるを得ない政治的状況が現出したのが2017年であった。自民党が国会提出を目指す「家庭教育支援法案」の全容が2017年2月に報道で明らかになったのである⁸。関西ネットワークでは、この報道を受けて同月中に「家庭教育支援法ユニット」を立ち上げ、法案の問題点を分析する作業部会を3回開催しつつ、関西ネットワークの構成団体2つに、子ども支援の現場の視点から法案の問題点を明らかにすべく、支援者へのヒアリングを実施、その取りまとめ内容を6月に「家庭教育支援法学習会」として報告した。筆者は同ユニットで作業実務を担い、法案の逐条的検討をユニットとして行い、9つの論点に整理して研究会で報告するとともに別稿に取りまとめた⁹。同法案が国会に提出されることはなかったものの、本稿に関連する論点として筆者らが問題にしたのは9つのうちの次の点である。

論点⑥：「社会との関わりの自覚」強制が子どもの意見表明権（聴いてもらう権利）を奪う

子どもが本来的に保障されている、意見表明権をはじめとした「参加する権利」が、「社会との関わりの自覚」を強いることで「制限されても仕方のないもの」とされかねない。子どもの権利条約は、「子どもの最善の利益」の実現を謳う（3条：最善利益原則）。子どもにとっての最善が社会によって実現されているか否かは、子どもの意見を聴くことによってはじめて分かること。子どもに意見をきちんと言ってもらうことは、子どもたちの感覚や言いたい気持ちを大事にしてはじめて実現する（12条：聴いてもらう権利）。「社会との関わりの自覚」を家庭教育の柱に据えることは、子どもの声を聴く姿勢の放棄であり、子どもの最善の利益の実現を放棄することである。

このように、同法案はさまざまな問題をはらんでいるが、ひとつには「子どもの声の圧殺」と

8 朝日新聞2017年2月14日夕刊「家庭教育支援、住民に『役割』 自民法案、『介入』批判され文言修正」など

9 子どもの権利条約研究交流会2017年6月24日。林大造（2018）「家庭教育支援法案の問題点と課題」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』第29号

でも言うべき点を問題視している。これは2016年全国フォーラムに関わった大人として、ひとつの子どもへの責任の果たし方であると、同ユニットに関わった筆者は考えている。しくみ、制度の問題もまた、関西ネットワークでは「子どもの声」との関連から問題にしたわけである。

この家庭教育支援法への取組以降、関西ネットワークの活動は、「しくみ=制度」へのアプローチと「子ども会議チーム」の二つの軸の上に動きをとっていく。両者は一見別の動きをとってはいたが、実は根本において「当事者の声」を可視化していくという意味において同一の志向を持っていた。そのことは後に確認するとして、ここではまず関西ネットにおける「しくみ=制度」へのアプローチを本稿の内容に関わる限りで概観しておく。

「しくみ=制度」へのアプローチを継続化しようとしたのは、「子どもの声を聞いた大人の責任」でもあるが、しくみを変えていかない限り、子どもが今抱える問題を根本的に変えていくことはできないということでもある。こうして、2018年1月の関西子ども権利条約フォーラム2017では、「子どもにやさしいまち“実現戦略”をリアルに考える」と題して、子ども条例を関西で新たに1つ制定に導くことを目指した分科会を開くことになった。この分科会で講師を務め、関西ネットワークの共同代表でもある子ども権利条約総合研究所関西事務所長・浜田進士は、この分科会のねらいを次のように述べている。

子どもたちが「気持ちを聴いてもらえること」「気持ちと気持ちをつなぐこと」「気持ちをカタチにすること」について、一回きりのイベントにするのではなく、まちのやくそく=自治体の条例(きまり)にしたい。子どもの参加を、条例にきちんと文字にすることで、まちが子どもの話し合いに責任をもつこととなる。それは、子どもたちの気持ちをその子一人の悩みにせず、どの子にも起きている問題だととらえ、まちで解決していくこと=自治体の施策に反映させる。継続的な「まちの仕組み」として子ども会議を育てていくところにある。関西でもう一つ子ども条例をつくることを目指す。

この浜田の問題提起に賛同し、2018年の分科会で浜田とトークセッションを組み、さらに翌2018年、浜田とともに5回にわたって連続講座「子ども条例のつくり方」をコーディネートしたのが、一般社団法人コアプラスで代表理事を務めていた教育ファシリテーターの武田緑である。この連続講座では、前半を浜田のコーディネートによって自治体関係者などを講師に招いた各地の子ども条例のケーススタディー(「条例を学ぼう」編)とし、後半を武田のコーディネートによる「子ども条例実現」レシピ編」と銘打ったワークショップという構成を取った。前半の学びはそれ自体検討に値するものではあるが、本稿では後半のごく概略のみを記すに留める。筆者は武田と後半のワークショップの企画を担当し、手法としてコミュニティ・オーガナイズングの方法を部分的に取り入れることにした。

筆者がコミュニティ・オーガナイズング(以下COと略記)に着目したのは、私自身、自らが

COのワークショップに参加経験を持つこともあるが、武田とともに、CO実践者もまじえたローカル・マニフェスト運動に取り組んだことが下地としてあった¹⁰。また、2017年に刑法の性犯罪改正案にCOの手法を取り入れた4つの構成団体からなる「刑法性犯罪を変えようプロジェクト」の活動を通じて、同プロジェクトの要望が多数反映されるという、草の根型の政策提言のプロセスをまのあたりにしたことも大きかった¹¹。COのなかのパブリック・ナラティブに焦点を絞って、共感の輪を組織的に広げることができるのではないかと、という今から考えるとかなり楽観的に過ぎる構想であった。この検証は稿を改める必要があるが、関西ネットワークの子ども条例制定という「しくみ=制度」へのアプローチのベースに、ナラティブ（語り）への着目があったことをここでは指摘しておきたい。

では、COにおけるパブリック・ナラティブとは何か。わが国においてCO推進団体を設立したCOの先導者である鎌田華乃子は次のように述べる。

「不確実な状況下で他者の力を引き出す」ことが、コミュニティ・オーガナイズングで求められるリーダーシップです。そのためには、自身の私のストーリー（Story of Self）を語って聞き手と心でつながり、聞き手と共有する価値観や経験を私たちのストーリー（Story of Us）として語ることで一体感を作り出し、今行動する必要性を示す行動のストーリー（Story of Now）を語る必要があります。これら三つのストーリーが繋がったものを「パブリック・ナラティブ」といいます¹²。

関西ネットワークの2018年の連続講座では、段階を追って、私のストーリー（Story of Self）、私たちのストーリー（Story of Us）、行動のストーリー（Story of Now）を作成し、その三つをつないでのパブリック・ナラティブの構築、そして戦略づくりをワークした。参加者の中には現役の市町村議会の議員、そして翌2019年の統一地方選の立候補を考えている人もいた。そうした人びとは子どもに関する施策がより多くの人に共感を得られるようにという思いで講座に参加してくれた。講座の時間的な限界と、筆者を含めて企画者側の思いが共感やナラティブに焦点化されたことの両面もあって、戦略づくりに関するCOの緻密な設計手法をワークすることはできなかったことは、今となっては大きな反省点である。関西ネットワークにおける「しくみ=条例」へのアプローチに関しては、各地の条例づくりのプロセスでの学びに深く降り立った検討が必要となろう。ここでは、関西ネットワークにおける「しくみ=条例」へのアプローチのなかに、COへの

10 林大造（2016）「ローカル・マニフェスト運動から見た『都構想』住民投票、2015年大阪市長選」『市政研究』190号、大阪市政調査会

11 「刑法性犯罪を変えようプロジェクト」<https://www.believe-watashi.com/>

12 鎌田華乃子（2020）『コミュニティ・オーガナイズング ほしい未来をみんなで創る5つのステップ』英治出版

着目を通じたパブリック・ナラティブの視点が色濃く反映していた点を指摘するに留める¹²。

(3) 子ども会議チームにおけるスゴロクの誕生

関西ネットワークが「しくみ=条例」へのアプローチを2017年から2019年にかけて進めていた間に、同時並行で関西ネットワークのなかの子ども会議チームが、「子どもの声を聞く=子ども参加」のアプローチを進めていた。そして関西子ども権利条約フォーラム2017を目指して、先に触れた「子どもにやさしいまち“実現戦略”をリアルに考える」と並び立つ子ども参加プログラムの準備イベントが、2017年11月11日にワークショップ「子どもの権利、守られていますか?」と題して開催された。ここでは子どもの権利条約の4つの権利（いきる、そだつ、守られる、きいてもらう）をボードを見ながら子どもたちが学び、権利が侵害されている状態を意識化するワークショップが展開された。

ワークショップは三つの段階に分かれている。まず第一段階は、インプットとしての権利学習のパートである。4つの権利のボードの説明では、これまでに子ども会議チームが出張講座で収集した子どもたちの意見を例示しておく。例えば、「そだつけんり」のボードを説明する際には、「将来スタイリストになりたいと言ったら“それムリちゃう”と言われたとき…」といった意見カードである。

第二段階は、先の権利学習を経て、権利侵害の意識化のワークである。まず三つのイラスト（「おだやかな池と山」、「マグマがふつつつと湧いている山」、「ドッカーンと爆発した山」の三つの段階）を提示して、子どもたちに自分の思い描く権利侵害の状態がどの段階にあるか考えても



写真1 4つの権利の学習

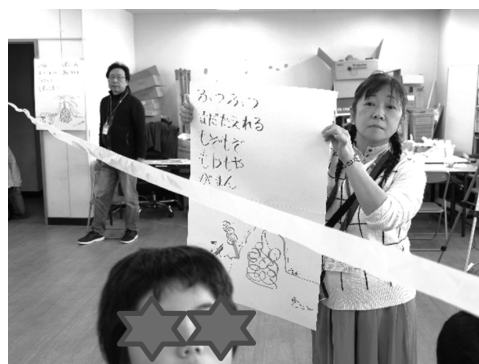


写真2 ロープと権利侵害の状態

13 関西ネットワークにおける「しくみ=制度」へのアプローチとしては、このほかに、国連・子どもの権利委員会へのNGOレポートに関する取組、2019年のG20大阪サミットのカウンター・サミットである大阪市民サミットC20への子どもの権利条約に立脚した提言書作成に関するもの、などがある。いずれにおいても「子どもの声を聞く」という関西ネットワークの基本的な方向性が貫徹している。

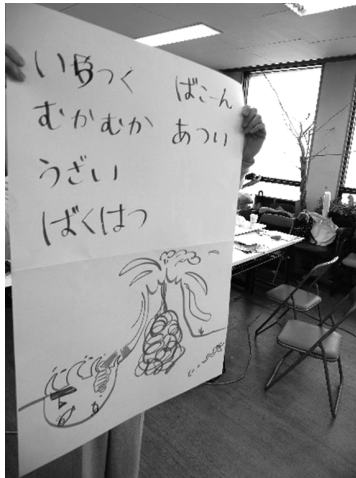


写真3 爆発した山



写真4 自分のマグマをかたちに

らう。ロープを会場に張って、「おだやかな池と山」、「マグマがふつふつと湧いている山」、「ドッカーンと爆発した山」を怒りの程度順に設置し、子どもたちにロープのどの位置に自分の権利侵害への気持ちが位置するか立ってもらい、意見交換する。三つの状態のイラストは、子どもたちが直面した権利侵害状況への心の状態を表現したものとなる。このイラストとロープのワークを通じて、子どもたちが自分のなかに眠っていたひっかかりを権利侵害として意識化し、「おだやかな池と山」に見えていても、実は見えないところで「マグマがふつふつと湧いている山」であるかもしれない、むしろ溜め込んだ山は抱えきれなくなったマグマをドッカーンと爆発させることがむしろ自然なエコロジーであるというストーリーの中で、権利侵害を理解する。他者の意見を聞くこと（「それ、自分にもあるある」）で、それが自分のなかに（場合によってはひそかに）溜め込まれたわだかまり（＝マグマ）へといざなわれる。

第三段階として、前の共有のプロセスを経て、子どもたち一人ひとりのマグマをかたちに落とし込むワークに入る。噴火している山が描かれたシートには、「①誰に／②どんなことを言いたい？／③どうしてほしい？ どうしたい？」という三つの項目が設けられている。第一段階の子どもの権利条約のインプットを経た後、第二段階の会場の子どもの様々なマグマの共有を経て、自分のこれまで表に出すこともなかったマグマは、それを表出させてもいいという場の肯定感、さらに権利学習の知的裏づけに支えられ、火山の噴火イラストのもつエネルギーにも誘発されて、イラストを各人の思いでデコレーションしながら、言葉とかたちに変換されていく。権利学習を経ているため、マグマはあいまいな流動的なモヤマヤではなく、具体的な対象（誰）と行為・状況（こと）、それにとまとう自分の思いとして分節化される。苦い記憶の表出はつらい作業であるはずなのに、この場に横溢するのがある種の楽しい雰囲気であることが印象的であった。それは、この場の安心と安全の保障に、準備段階から細心の注意が払われ、それが功を奏してい

るからだと考えられる。このワークショップのねらいの第一にあげられているのは「安心して気持ち語られる場」である。したがって、ワークショップ参加者の大人の自己紹介は全員なされるし、すべての子どもの状態に注意が払われている。小学校低学年で、長丁場で集中力がもたない子どもにも、その状態を否定することなく、つきあう大人の確保がなされている。

先にも述べた通り、このワークショップは関西子ども権利条約フォーラム2017の準備ワークショップとして開催されており、フォーラムでは「子どもにやさしいまち“実現戦略”をリアルに考える」とあわせて、子どもの権利条約へのムーブメントをいかに巻き起こすかが問題意識としてあった。フォーラム全体のテーマは「感じて→動いて→まきおこそう 子どもが変える・おとなが変わる・しくみは変わる」である。このテーマはただのお題目ではなく、子どもの声を発信することで「しくみを変える」ことを意図したワークショップとなっていたのである。したがって、マグマをかたちにするワークでは、写真4にもあるとおり、青いフレームに「感じて→動いて→まきおこそう」のバナーが貼りつけられ、そのフレームの中で子どもたちが自分の描いたマグマを話す動画を収録し、フォーラムで配信することになっていた。もちろん、動画は配信を望む子どもだけであるし、顔を出すかどうかも本人たちの意志に委ねられている。このように、子どもたちの声を、統一的なフレーム（子どもの権利条約という普遍的価値をシンボライズしている）に収めて動画クリップ広く可視化して公共化していくというスタイルは、前節でみたコミュニティ・オーガナイズングのパブリック・ナラティブの考え方とかなり重なる。私のストーリー（自分のマグマ）を語って聞き手と心でつながり、聞き手と共有する価値観や経験を私たちのストーリー（子どもの権利条約という価値）として語ることで一体感を作り出し、今行動する必要性を示す行動のストーリーとして提示する、と言うパブリック・ナラティブの方向性に近いものがある¹⁴。つまり、関西フォーラムにおける「しくみ=制度」へのアプローチと、「子どもの声を聞く=子ども参加」のアプローチは、活動としては別個に並列していたが、その根っこの部分に、COのパブリック・ナラティブの考え方が重要な要素として（自覚的かどうかは別として）取り入れられていたということができる。

ただ、ここで指摘しておかなければならない点は、「しくみ=制度」へのアプローチと、「子どもの声を聞く=子ども参加」のアプローチの決定的なちがいは、「日常の中で『権利』という言葉がどう結びつけられるか」という子どもの権利条約を「日常の道具」への落とし込みという、2016年に西成のメンバーからネットワーク内で打ち出された問題意識が、子ども会議チームにより色濃くにじみ出ていると言うことである。そして、「しくみ=制度」へのアプローチは、COの手法を意識的に取り入れた連続講座の完了とともに一旦終了するが、「子どもの声を聞く=子ども参加」のアプローチの部分では、子ども会議チームの独自の取組として、さらなる展開をとげてい

14 行動のストーリーはCOでは「変革の仮説」とも言われるが、この部分の提示が必ずしも意図されている訳ではないので、厳密にはパブリック・ナラティブと同一とは言えない。

く。それが、「子どものけんり なんでもやねん!すごろく」の開発である。マグマのワークの段階から、スゴロクのワークの段階へと進むことで、「日常の中で『権利』という言葉がどう結びつけられるか」という子どもの権利条約を「日常の道具」への落とし込みは、遊びという要素を取りこむことでさらに進化していくことになる。そしてまた、遊びという要素にはアドボカシーにとって独特の作用をもたらすことが明らかにされるだろう。

以上、本稿では子どもの権利条約に関連したアドボカシーとエンパワーメントの考察の準備作業として、子どもの権利条約関西ネットワークが「子どものけんり なんでもやねん!すごろく」という権利学習プログラムの開発に至るまでのプロセスを整理した。次の作業は、「子どものけんり なんでもやねん!すごろく」というプログラムを、アドボカシーとエンパワーメントという視点から、その独自性を検討することになる。